

木造建築物の普及に向けた取組

令和 7 年 5 月 27 日
国土交通省 住宅局

1. 「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」について

建築物のライフサイクルカーボン算定・評価

・建築物のライフサイクルカーボンは、建築物を構成する**建材・設備の製造・施工・使用・解体に至るまでのライフサイクル全体**において発生するCO₂。建築物LCAはライフサイクルカーボンを算定・評価すること。

・建築物のライフサイクルカーボンは、資材製造・施工段階の**アップフロントカーボン**、これに使用段階(資材関係) や解体段階を加えた**エンボディドカーボン**、使用段階(光熱水関係) の**オペレーショナルカーボン**に分類。

ライフサイクルカーボンの概念

ライフサイクルカーボン (ホールライフカーボン)

アップフロントカーボン

資材製造
段階

原材料の調達
工場への輸送
製造

施工
段階

現場への輸送
施工

エンボディドカーボン

使用段階
(資材関係)

使用※
維持保全
修繕
交換
改修

解体段階

解体・撤去
廃棄物の輸送
中間処理
廃棄物の処理

境界外の
補足情報

・再利用
・リサイクル・エ
ネルギー回収によ
る便益と負荷

オペレーショナルカーボン

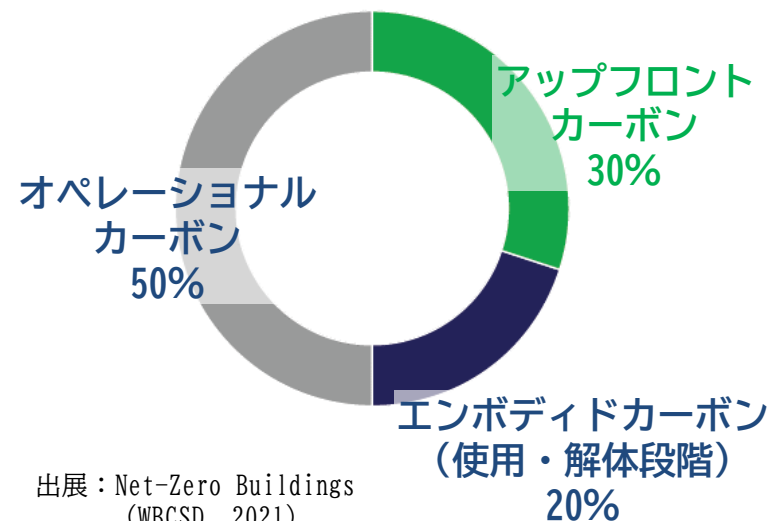
使用段階
(光熱水関連)

エネルギー消費
水消費

現在の建築物省エネ法
で規制している部分

※ 冷媒・断熱材からのフロン漏洩等を指す

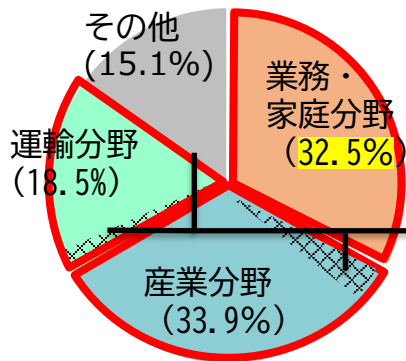
ライフサイクルカーボンの構成イメージ



出展: Net-Zero Buildings
(WBCSD、2021)

建築物のライフサイクルカーボン削減の背景

● 我が国の分野別CO2排出量・・・建築物のライフサイクルカーボンが約4割



建築物使用時のエネルギー使用に伴うCO2排出（オペレーショナルカーボン）

- これまで、**建築物省エネ法**により規制。
- 2025年に省エネ基準適合の全面義務化**、**2030年にZEH・ZEB水準への基準引上げ**など、今後、さらに削減見込み。

建築物の建設・維持保全・解体に伴うCO2排出（エンボディドカーボン）

さらなるCO2排出削減のため**ライフサイクルカーボン全体の削減が必要**。

出典：2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について（2024年4月環境省）を元に国土交通省が作成

● 国際的な動き

- EU加盟国は、2028年から1,000㎡超の新築建築物のライフサイクルカーボンの**算定・公表を義務付け**ることが必要
- EUの一部の国においては、ライフサイクルカーボンの上限値を設定した規制を既に導入

● 企業財務・金融・会計上の要請

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報として**Scope3^(注)の開示が義務付けられる予定**
- 建築物や不動産・建築事業者に係る**国際的な環境性能評価の枠組みへの対応**

(注) 企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室ガス排出で、上流及び下流の両方の排出を含む。企業の直接的な温室ガス排出は、Scope1(燃料の燃焼)、Scope2(電気の使用)という。

● 国内での先行的な取組

- 不動産事業者**が、先行してライフサイクルカーボンの算定に取り組み。2022年に業界団体（（一社）不動産協会）で、**建設時GHG排出量算定マニュアル**を作成
- 2022年から産官学連携による「**ゼロカーボンビル推進会議**」においてLCA手法を検討。2024年に**ライフサイクルカーボン算定ツール（J-CAT）**を公開
- 「**建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議**」（内閣官房、金融庁、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省）において、2025年4月に**基本構想**を公表。

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想(概要)

(建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定)

2025年4月

1. 建築物LCA*の意義・目的等 ※ 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

背景

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまでの脱炭素化の取組を強化することが重要
- 我が国のCO2排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化は重要
- 建築物使用時の省エネ施策のみならず、**ライフサイクル全体でのCO2排出量※削減に取り組むことが必要** ※ CO2換算したHFCsの排出量を含む。

意義

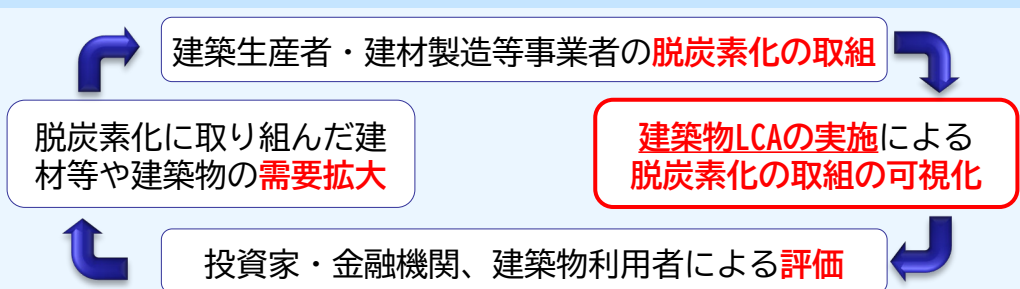
- 建築生産者（建築主、設計者、施工者等）の脱炭素化の取組の促進
- 建材製造等事業者（建材・設備製造事業者、リサイクル事業者等）の脱炭素化の取組の可視化、市場での適切な評価
- サステナビリティ情報開示、投資家・金融機関、建築物利用者による活用

➡ **建築物LCAに係る制度構築に向けて関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示す**

2. 目指すべき社会像とアプローチ

(1) 目指すべき社会像

建築物LCAが一般的に実施されることにより、建築生産者や建材製造等事業者の**脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す**



(2) アプローチ(全体方針)

- 建築物LCAの現状
- 建築生産者の取組は限定的（大手事業者が中心）
 - 建材・設備の原単位の整備は緒に就いたばかり

円滑に導入でき、実効性が確保できるよう、**段階的に制度を構築**

制度

- まずは建築物LCAの実施を促進、結果を可視化
- 規模・用途等を絞って制度を開始。その後対象拡大を検討

原単位

- 削減効果が大きい主要な建材・設備を優先して整備
- 積み上げ型の原単位（CFP、EPD）の整備を推進
- CFP等が未整備の場合は、統計ベースの原単位を使用

3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等

2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す

- 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組
 - 建築物LCAの実施を促す措置の検討
 - 算定方法の統一化
 - 支援制度の検討・実施
 - 国が建設する庁舎等における先行実施 等
- 建築物LCAに用いる原単位の整備に向けた取組
 - 整備すべき原単位種別等の特定
 - 原単位整備の促進
 - 原単位データベースの検討 等
- 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組
 - 表示を促す措置の検討
 - 表示方法の統一化

4. 留意が必要な事項

- 国際的な標準を意識。他方、企業の取組を適切に評価する取組、そのための日本の手法等を国際標準とする取組
- 地震等への対応の必要性など我が国固有の実情の発信
- 建材・設備製造事業者にとって二度手間とならない制度設計
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示(Scope3)への活用
- 国が建設する庁舎等における脱炭素化に取り組んだ建材の活用

2. 中大木造建築普及加速化プロジェクト の結果等について

中大木造建築普及加速化プロジェクト（林野庁と連携：令和7年3月公表）

※ 令和7年3月 第2回総会にてご説明

- 木造4階建ての事務所や共同住宅をモデルに、コスト、施工性等において高い競争力を有し、広く展開できる「構法」とそれを実装する「部材供給の枠組み」を取りまとめ、令和7年3月に公表。
- 設計者、工務店等を対象とした説明会を、令和7年6月に開催予定（対面＋オンライン）。

木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン（令和6年12月公表）

※ 令和7年3月 第2回総会にてご説明

- 令和7年4月から、一部の登録住宅性能評価機関において評価申請の受付を開始。5月9日時点で7機関において評価申請の受付を開始しており、今後、14機関へ拡大予定。
- 地域金融機関を対象とした説明会を、令和7年6月に開催予定（オンライン）。

ここまでできる 木造建築のすすめ（令和7年3月改訂）

- 木造建築物の可能性をテーマとし、建てたい用途別に適用される法令を整理し、紹介する「ここまでできる 木造建築のすすめ」について、令和4年の改正建築基準法の内容を反映し、令和7年3月に改訂版を公表。

中大規模建築物の構造設計アドバイザー検索サイト（令和7年5月開設）

- 地域における中核的な構造設計者として、木造に関する相談を受け付け、地域の講習会で講師を務められる人材（中大規模建築物の構造設計アドバイザー）の検索サイトを、令和7年5月に開設。



みらいを切り拓く！中大木造建築～中大木造建築物の普及加速化に資する構法解説集～

- 民間建築物を含めた木造化を加速させるため、「中大木造建築普及加速化プロジェクト」（令和5年7月～令和7年3月）※において公募・選定された5つの構法を「構法解説集」として取りまとめ、令和7年3月に公表。
 - 設計者や施工者に対して、活用のしやすさ、活用した場合のメリット、活用する際の留意点等をわかりやすく解説。
- ※木造4階建ての事務所や共同住宅をモデルに、「構法」とそれを実装する「部材供給の枠組み」を取りまとめ、普及を図る。



構法の名称	概 要	イメージ
木のみ構法	在来軸組工法の施工を行っている一般の工務店等にターゲットを絞り、住宅用プレカット設備により加工可能な一般流通材を使用するなど、既存の戸建木造住宅の技術の延長線上にある技術を組み合わせた工法。 提案代表者：（一社）中大規模木造プレカット技術協会(PWA)、株式会社AQ Group	
GIR接合による 4 階建て木造 事務所標準モデル	GIR（Glued In Rod：鋼棒挿入接着接合）という剛性の高い接合部を用いた一方向ラーメンとし、かつ、規模を限定することにより、単純な架構でわかりやすく無理のない構法。準耐火構造として木の現し部分も多い。 提案代表者：GIR研究会	
モクタス4	カラマツの大断面集成材を一般化が容易な鋼板挿入ドリフトピンで接合した一方向ラーメンと構造用合板張り高耐力壁を用いる構法。耐火被覆や耐力壁においてクローズドなものをできるだけ用いず、普及性が高い。 提案代表者：東急建設株式会社	
ツーバイフォー パネル工法	既に多数の4階建てを実現している枠組壁工法（ツーバイフォーパネル工法）について、事業者ごとに異なっていたパネル化の仕様を標準化したことにより、さらに生産性を高めている。 提案代表者：（一社）日本ツーバイフォー建築協会	
中大規模木造用 ブレース構法	材料をLVL（Laminated Veneer Lumber：単板積層材）に限定し、汎用性の高い鋼製ブレースを用いることにより、単純な架構で大スパンを実現。耐火被覆に難燃処理LVLを用いることで、木の現しとすることも可能。 提案代表者：有限会社ビルディングランドスケープ、BXカネシン株式会社	

「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン」に基づく 第三者評価を実施する登録住宅性能評価機関一覧(令和7年5月9日時点)

- 登録住宅性能評価機関数：14機関（令和7年5月9日時点）

1. 国土交通大臣登録（2以上の地方整備局の管轄区域にまたがり住宅性能評価の業務を実施）：計9機関

登録番号	機関名	主たる事務所所在地	評価申請の案内・受付を行う各機関URL	受付開始
国土交通大臣1	一般財団法人バタリービング	東京都	https://www.cbl.or.jp/	-
国土交通大臣2	一般財団法人日本建築センター	東京都	https://www.bcj.or.jp/	○
国土交通大臣5	日本E R I（株）	東京都	https://www.j-eri.co.jp/	-
国土交通大臣17	富士建築センター（株）	神奈川県	http://www.fjken.com/	-
国土交通大臣18	（株）ハウスジーマン	東京都	https://www.house-gmen.com/	○
国土交通大臣38	日本建築検査協会（株）	東京都	https://jcia.co.jp/	○
国土交通大臣42	（株）E R Iソリューション	東京都	https://www.s-eri.co.jp/	○
国土交通大臣44	（株）住宅あんしん保証	東京都	https://www.j-anshin.co.jp/	○
国土交通大臣50	一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県	https://www.shizuoka-kjm.or.jp/	○

2. 地方整備局長登録（1の地方整備局の管轄区域内において住宅性能評価の業務を実施）：計5機関

登録番号	機関名	主たる事務所所在地	評価申請の案内・受付を行う各機関URL	受付開始
中部地方整備局長4	一般財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県	https://www.abhc.jp/	-
近畿地方整備局長14	（株）兵庫確認検査機構	兵庫県	https://kakunin.co.jp/	-
近畿地方整備局長21	アール・イー・ジャパン（株）	大阪府	https://re-japan.co.jp/	-
近畿地方整備局長23	（株）確認検査機構プラン21	奈良県	http://plan-21.co.jp/	-
近畿地方整備局長30	一般財団法人大阪建築防災センター	大阪府	https://www.okbc.or.jp/	○

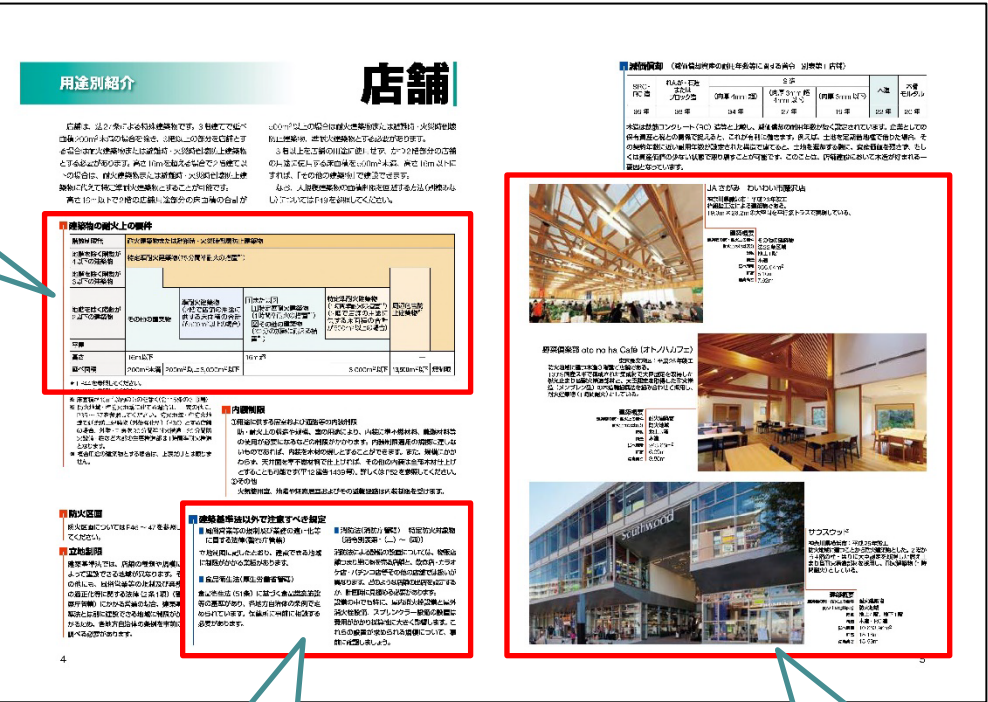
ここまでできる 木造建築のすすめ～建たい用途毎に建築基準法令の規制内容を紹介～

- 建築基準法を解説する技術書の多くは、単体規定や集団規定、構造耐力など法令の条文に沿った解説が行われているのが一般的である。
- 「ここまでできる木造建築のすすめ」は、木造建築物の可能性をテーマとし、**建たい用途別**に適用される法令を整理し、紹介している。
- 令和4年の改正建築基準法の内容を反映し、令和7年3月に改訂版を公表。



○内容紹介

求められる
耐火要件を
規模別に紹介



建築基準法以外の注意
が必要な規定も紹介

用途別の竣工建物事例を掲載

○発行：（一社）木を活かす建築推進協議会

中大規模建築物の構造設計アドバイザー検索サイト

- 各地域における中核的な構造設計者として、木造に関する相談を受け付け、地域の講習会で講師を務められる人材（中大規模建築物の構造設計アドバイザー）を検索することができる「中大規模建築物の構造設計アドバイザー検索サイト」を令和7年5月に開設（<https://toshimokuzou.mlit.go.jp/>）。
- 開設時点の中大規模建築物の構造設計アドバイザー登録者数は103名。



←

↺

🏠

🔒

https://toshimokuzou.mlit.go.jp

🔊

☆

🔗

☆

⋮

木造軸組工法

中大規模建築物の構造設計アドバイザー検索

中大規模建築物の
構造設計アドバイザー検索

「中大規模建築物の構造設計 アドバイザー」とは、「木造軸組工法 中大規模建築物の構造計算演習②」の受講者の内、各地域における中核的な構造設計者として、木造に関する相談を受けたり、地域の講習会で講師を務めることができるような人材です。

② 木造軸組工法 中大規模建築物の構造計算演習とは

▼



2025年5月現在

アドバイザー検索

都道府県を選ぶとアドバイザーの一覧が表示されます。

地図から検索する

11